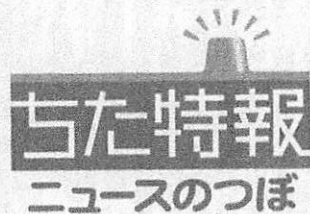


# 政策のわかる町長選挙に!!

## 10市町で南知多町のみ発行せず

選挙の際、公費で発行し、候補者の政見や経歴などを記載する選挙公報。国政選挙や都道府県知事選を除けば、発行は各自治体の判断に任されている。知多半島内では九市町が発行しており、南知多町のみ発行していない。町は離島部を抱えるといった事情を理由にするが、町内には「民主的な選挙に欠かせない」と発行を求める声も根強い。

(三宅駿平)



### 短い日程、離島部への配達…

公職選挙法が義務づける国政選挙や都道府県知事選以外での選挙公報の発行には関連条例が必要になる。県選管によると、昨年十二月時点で県内五十四市町村のうち、南知多、豊山、大治、幸田、設楽、東栄、飛島、豊根の六町二村に条例がない。

と短く、現状は期日前投票の割合が高いため、投票後に届くケースが多いと想定される▽悪天候などで離島部(日間賀島、篠島)に運搬できないと公平性を欠く▽国政選挙の際、離島部への配布に使う郵便局のポストイングサービスが、町長選がある年末の繁忙期には利用できない一などを理由とする。

# 選挙公報 必要では？

地方選がない町	選挙公報発行人口	条例施行人口
南知多町	16617人	16617人
豊山町	15613人	15613人
大治町	32399人	32399人
幸田町	42449人	42449人
設楽町	4437人	4437人
東栄町	2942人	2942人
飛島村	4575人	4575人
豊根村	1017人	1017人

※2020年国勢調査から

なぜ、南知多町は選挙公報を発行していないのか。町選管の担当者は、▽町長や町議の選挙期間は五日間、二〇年国勢調査時の人口二万二千四百九十六人は、紙媒体での全戸配布は投票日前日までに終え、告示日翌日ごろにはホームページでも公開を始めている。さらに、選挙期間が二日長い七日間となるが、佐久島を抱える西尾市では選挙公報が発行され、ホームページ上でも公開。発行条例制定後の合併で佐久島が市域に

## 専門家「政策周知の貴重な機会」

なったものの、発行について問題は起こっていないという。こうしたネットの活用を含めた対応について南知多町の担当者は「ネット公開も検討し、県選管に確認したが、紙媒体で配布を補完する目的でしか使えない」と説明を受けた」と語る。

同町の内田保議員(共産)は、一七年の町議会本会議で行った一般質問の中で発行条例の制定を求めた。翌年からは毎年、住民からの請願書を本会議に提出しているが、いずれも不採択となっている。「南知多の選挙は政策選挙になつておらず、知多半島で民主主義が一番遅れた町になっている」と内田町議。「直ちに改善する必要がある」と語り、今後も町や議会に条例制定に向けて働きかけていく姿勢を示す。

こうした状況を専門家は「どう見るのか。地方議会や地方選挙に詳しい築山宏樹・慶応大准教授は「全国的にみれば発行しない自治体も多く、南知多町の事情も理解はできる」と指摘。その上で「公費で賄われ、資金力に関係なく政策を周知できる貴重な機会になる。また、全戸配布が前提で、演説会に参加するなど積極的に選挙関連の情報にアクセスしない層にも訴えを届けることができる」と、選挙公報の意義を強調している。